

いつもお世話になり有難うございます。

第213回国会は5力月に渡る会期を終えました。報道では政治資金問題に偏っていましたが、令和6年度予算約112.5兆円や重要な法案なども多数可決されました。

この度は政治不信を招いたことに、当事者の1人として心からお詫び申し上げます。政治資金規正法を一部改正する法律が議員立法で成立されましたが、どのように改正しようとも、法を順守し、透明性を高く運用することが求められています。同時に信頼回復には私自身が襟を正し日頃の政治活動に精励するしかないと考えています。自民党を「必ず変える」という信念を持ちながら、皆様から信頼していただけるような自民党を取り戻します。また、立法府の1人として国難に立ち向かい責任を果たして参ります。



自由民主党 衆議院議員

むねきよ 皇一

国会レポート

第213回通常国会

政策実現こそ政治の使命

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

今国会の重要広範議案の一つである本法律では先端技術や重要インフラなど経済安全保障分野に機密保全の対象を拡大し、国家・国民の安全を経済面から確保することを目的としています。国の安保に支障を与える恐れがある情報を「重要経済安保情報」に指定し、国が身辺調査を行い信頼できると認められた人のみが情報を取り扱う適性評価制度を導入し、漏えいには拘禁刑や罰金を科すものです。

他方、すでに施行されている特定秘密保護法では経済安全保障に関する情報は必ずしも保全の対象になっていません。近年、安全保障の概念は防衛や外交だけでなく経済・技術の分野にも拡大しています。経済安全保障分野においても、厳しい安全保障環境を踏まえた情報漏えいの防止に万全を期すべく、我が国の情報保全の更なる強化を図る必要があります。こうした法整備をすることで産業界の国際的なビジネス機会の確保・拡充にもつながることが期待されています。

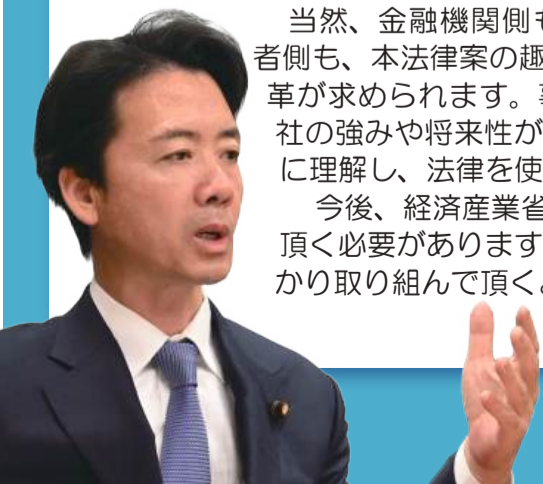
事業性融資の推進等に関する法律

経済産業委員会での質問

今回可決されたこの法律の趣旨は、不動産担保や経営者保証などではなく、事業の実態や将来性に着目し、無形資産を含む事業全体を担保とする「企業価値担保権の創設」が盛り込まれており、金融機関の形式的な担保に依存した融資慣行から将来性を見込んだ融資へと変化させます。こうした立法措置をすることで中小企業の抱えている課題を解決することができます。

当然、金融機関側も「目利き力」が求められますが、事業者側も、本法律案の趣旨、使い方、経営者の意識改革や経営改革が求められます。事業者側こそが、この法律を理解し、自社の強みや将来性がどのように評価をされているのか、十分に理解し、法律を使って頂く必要があるわけです。

今後、経済産業省が中小企業側を主導し本法律を活用して頂く必要があります。商工会議所、やよろず支援拠点等できっちり取り組んで頂くよう強く求めています。



政治資金規正法の改正

今国会にて、「政治資金規正法の一部を改正する法律」が可決されました。本改正は、他党のご意見を得ながら成案化されたものです。政治資金の透明性を確保する観点から以下のような改正がされました。

「政治資金規正法の一部を改正する法律」のポイント

いわゆる「連座制」として収支報告書の「確認書」交付を議員に義務付け。要件により公民権停止に

政策活動費の用途について項目別の金額と「年月」を政党の政治資金収支報告書に記載

政治資金パーティ券購入者名の公開基準額を「5万円超」に引き下げ

改正の目的と効果

本改正により、政治家本人の責任が問われることとなります。また、パーティー券の対価支払者に係る公開基準額は20万円→5万円に引き下げられます。私は政治資金パーティーを開催したことはありませんが、本改正により政治資金の構造は大きく変わると考えています。例えば、政治家個人が主催するパーティーでも、不記載（過少申告、中抜き等）があると指摘されていますが、5万円超を収支報告書に記載することで、過少申告等の防止につながります。同時に、外国人や外国企業によるパーティー券購入を改善できると考えます。

他方、我が党所属議員は党の運動方針を大切にしながらも、個人商店的な存在として、それぞれの地域に根付いた活動をしています。こうした活動には人件費や印刷費、事務所家賃等の活動費が必要となります。その費用を捻出する方法は政党による交付金等、寄付、パーティー券販売しかありません。政党からの交付金だけで活動すれば、議員がサラリーマン化し、独自の活動が縮小するのではないかと考えています。私は、政治家は自らの責任で、言葉で、行動で、信用で、活動費を工面すべきだと考えています。政治家は小さく内にこもるのではなく、大きく、外に出ていく存在でありたいと考えています。積極的な活動には一定の活動費が必要となることをご理解を頂ければ幸いです。

押さえておきたい

定額減税

本年6月から、納税者本人と扶養家族を対象に、所得税3万円・住民税1万円の計4万円を減税する定額減税が始まりました。昨今の物価高騰対策として、皆様に対して過去の税収を元にした一定額の減税を実施することで、家計負担の軽減を図る目的として導入されています。



定額減税の対象者は？

- 次のすべてに当てはまる方が対象です。
- ・納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族
 - ・国内居住者（現在まで引き続き1年以上居所を有する方）
 - ・合計所得金額が1,805万円以下である方
- 給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方
 ※納税者と同一生計配偶者や扶養家族についても1人につき同額の減税
 ※非課税世帯については給付金が支給されています（左図参照）

減税の方法は？



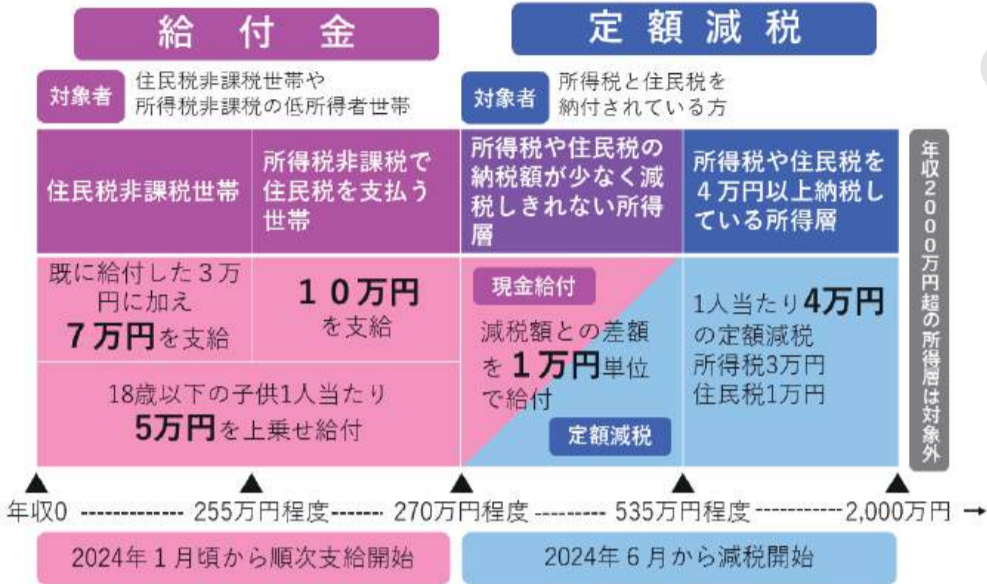
- 給与所得者は・・・勤務先が手続きを行います
 年金受給者は・・・公的年金等の支払者が手続きを行います
 事業所得者は・・・所得税は確定申告をすることで定額減税を受けられます
 住民税は普通徴収から減税されます
- ※同一生計配偶者、扶養親族の定額減税は納税者に合算されて減税を行います

住民税の減税

- 給与所得者 令和6年6月分の住民税は徴収されません。そして、定額減税による控除分を差し引いた税額が、7月から翌年5月までの11ヵ月間で均等に分割して給与天引きされます。
- 年金受給者 令和6年10月から同年内に受け取る年金から順次減税が行われます。
- 事業所得者 令和6年度第1期分の納付額から直接控除されます。

所得税の減税

- 給与所得者 R6年6月1日から同年内の給与・賞与から源泉徴収（給与天引き）される所得税額から、定額減税の控除額が順次差し引かれます。控除しきれない場合は年末調整で控除され、それでも控除が残る場合は、1万円切り上げで現金給付されます。
- 年金受給者 R6年6月1日以降、同年内の公的年金で源泉徴収される所得税額から定額減税の控除額が差し引かれ、控除しきれない場合は1万円切り上げで現金給付されます。
- 事業所得者 令和6年分の確定申告で所得税額から定額控除の額が控除されるか、予定納税の場合は第1期分予定納税額から自動的に控除されます。



定額減税に関する相談窓口

国税庁 特設サイト
コールセンター（給与支払者向け）
0120-741-237

東大阪市 特設サイト
調整給付金コールセンター
06-4309-3154



住民税

調整給付金

大阪モノレール延伸

事業費増が650億円増加

開業目標概ね4年延期

大阪モノレール延伸事業（松生駅～門真市駅～鴻池新田駅～荒本駅→瓜生堂駅 いずれも仮称）8.9 kmは令和2年度に現地着手し関係工事が進んでおり、小生もモノレール推進議連役員として本事業の推進に全力を傾注してきました。

大阪府は物価高騰などでインフラ整備費が当初の約786億円から約1,442億円と、当初の2倍近くまで増える見通しとなり、開業時期も約4年遅れて2033年の開業見込みであると説明しています。遅れる理由として、瓜生堂駅付近で地盤を調査した結果、想定よりも軟弱地盤であると判明したため、駅舎の基礎工法を変更する必要が生じたとの説明ですが、様々な疑問が残ります。

1つは、事業開始は令和2年です。なぜ、今（令和6年）まで、遅れることがわからなかったのか。試掘で軟弱地盤であることが十分に想定できていたのなら、近鉄奈良線や近畿自動車道のボーリング調査を参考しながら、早期に解決策を講じることはできなかったのか。加えて、工法変更だけで本当に4年間も遅れるのかという疑問です。

また、当初の786億円という試算は平成24年、すなわち12年前の物価等をベースにしていたと説明を受けてきました。確かに、平成24年当時までは公共工事労働単価は下降傾向でありましたが、平成25年から徐々に上がり始めており、コンクリートは平成28年、鋼材単価は令和3年以降急騰しています。

以上の状況から、工事が遅れること、事業費が上がることはもっと前の段階で見込んでいたのではないかと指摘をせざるを得ません。私は大阪府の関係者と共に「工事が遅れることになれば、周辺住民に交通渋滞などで迷惑をかけてしまう」、また「早期事業開始による利便性の向上と早期の事業効果の発現」等を訴え、国に対し予算要望をしてきました。府は、直近まで事業費の増額もなく、工事が遅れることはないという説明でした。今後も大阪府に対して、早期の開業、渋滞対策、周辺地区等の安全対策を求める同時に、住民の皆様や関係者への丁寧な説明を求めて参ります。

2025大阪・関西万博視察



大阪府、万博協会と視察、意見交換を行いました。会場アクセスや、緊急避難に関する安全ガイドラインについての確認を求めました。

国政報告会



各地で国政報告会を開催しております。多くの方から貴重なご意見を頂いています。報告会のご希望がありましたら、ぜひお声がけください。

そして、次世代に引き継いでいく

民主主義国家では、選挙結果を意識するあまり、目の前の利益の最大化、短期主義に陥りがちです。美辞麗句を並べるだけで本音を言えない、このようなことが続けば、素晴らしい日本を次世代に残すことはできません。私は、政治家として日本を守り、そして、次世代につないでいくことが政治家の使命だと信じて活動しています。

同時に地元東大阪市の発展に尽くしたいと決意しています。そのため、財政や社会保障等を持続可能な制度にしていかなければなりません。未来のために、今、頑張ります。



Profile

- 昭和45年 東大阪に生まれる
- 昭和58年 東大阪市立玉川小学校卒業
- 昭和61年 東大阪市立玉川中学校卒業
- 平成元年 大阪府立花園高等学校卒業
- 平成6年 龍谷大学・文学部・文学科英文学卒業
民間企業勤務

- 平成9年 塩川正十郎衆議院議員の公設秘書
- 平成19年 大阪府議会議員選挙初当選（連続2期当選）
- 平成26年 第47回衆議院議員総選挙 初当選（連続3期当選）
- 令和2年 経済産業担当大臣政務官・内閣府大臣政務官
- 令和3年 内閣府大臣政務官・復興大臣政務官
自民党大阪府連会長

自由民主党大阪府第十三選挙区支部
衆議院議員 むねきよ皇一事務所

住所 東大阪市荒川1-13-23
電話 06(6726)0090
FAX 06(6726)0091



情報発信中!!



ホームページ・facebook・
Twitter・YouTube・ameba ブログ
はこちら



公式LINEは
こちらから

